

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第四号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一 (第四条の二関係) 毒物</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 二・三―ジシアノー―・四―ジチアアントラキノ (別名ジチアノン) 及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー</p> <p>一・四―ジチアアントラキノ五〇%以下を含有するものを除く。</p> <p>十 削除</p> <p>十の二 十九 (略)</p> <p>二十 へキサキス (β・β―ジメチルフエネチル) ジスタンノキサ (別名酸化フェンブタズ) 及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 へキサクロルへキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピ ンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の三 二十三 (略)</p> <p>劇物</p> <p>一 十一の八 (略)</p> <p>十一の九 (略)</p> <p>(1) 78 (略)</p>	<p>別表第一 (第四条の二関係) 毒物</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九及び十 削除</p> <p>十の二 十九 (略)</p> <p>二十 へキサクロルへキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピ ンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 削除</p> <p>二十の三 二十三 (略)</p> <p>劇物</p> <p>一 十一の八 (略)</p> <p>十一の九 (略)</p> <p>(1) 78 (略)</p>

(79) |
 (145) |
 (略)

十二〜五十一の二 (略)

五十二 二―メチリデンブタンニ酸 (別名メチレンコハク酸) 及び
 これを含有する製剤

五十三〜五十八の三まで 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤

六十二〜六十七 (略)

(79) |
 二・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノン (別名ジ
 チアノン) 及びこれを含有する製剤

(80) |
 (146) |
 (略)

十二〜五十一の二 (略)

五十二から五十八の三まで 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 削除

六十二〜六十七 (略)